地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める部分)

第一 文部科学省関係 (第一章関係)

一 学校教育法の一部改正 (第一条関係)

指定都市 の設置する特別支援学校の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするととも

に、 指定都 市が当該設置 .廃止等を行おうとするときは、 あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なけれ

ばならないものとすること。

第二 厚生労働省関係 (第二章関係)

精神保証 健 及び 精 神障 上害者福. 祉 に 関 する法律の 部改正 (第二条関係

都道 府県 は、 精 神 医 療審 査会の 委員 の任期を、 二年を超え三年以下の 期間で条例で定めることができ

るものとすること。

一 毒物及び劇物取締法の一部改正 (第三条関係)

その主たる研究所の所在 地が指定都市 の区域にある特定毒物研究者の許可等に係る事務・権限を、 指

定都市の長が行うものとすること。

三 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正 (第四条関係)

1 麻 薬 取 扱 者の 免 許 0) 有効期間 を、 免 許  $\mathcal{O}$ 日 からその 日  $\mathcal{O}$ 属する年の翌々年の十二月三十一日までと

すること。

2 麻薬小売業者の間で麻薬を譲り渡す場合の許可に係る事務・権限を、 都道府県知事が行うものとす

ること。

兀 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正 (第五条関係)

その営業所  $\mathcal{O}$ 所 在 地が 保健所を設置する市又は特別区 (T) 区 域にある高度管 理 医 療機器等営業所管理者

 $\mathcal{O}$ 兼務 0 許 可 に係 る 事 務 権 限を、 市 長 又は 区 長が 行うものとすること。

五. 就学前の子どもに関する教育、 保育等 の総合的 な提供 0 推進に関する法律の一 部改正 (第六条関係)

都道府県知事が保育所型認定こども園の認定の有効期間を定めるものとする規定を削除すること。

第三 農林水産省関係 (第三章関係)

一 農地法の一部改正 (第七条関係)

- 1 四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。) の転用等の許可に係る事務
- 権限を、 都道府県知事 (農林水産大臣が指定する市 町村の区域内にあっては、 当該指定市 町村 の長
- 。以下「都道府県知事等」という。)が行うものとすること。
- 2 都道. 府 県知事が二へクター ルを超え、 四ヘクター ル以下の農地等の転用等を許可しようとする場合
- における農林水産大臣への協議を廃止すること。
- 3 都道府県知事等は、 四ヘクタールを超える農地等の転用等を許可しようとする場合には、 当分の間
- 一 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正(第八条関係)、農林水産大臣に協議するものとすること。
- 1 地 等 農 林  $\mathcal{O}$ 面 水 産 積  $\widehat{\mathcal{O}}$ 大臣 目標につい は、 農用 て、 地 等 都  $\mathcal{O}$ 確 道府県知事 保等に関す の意見を聴くものとすること。 る基本指 針 を定めようとする場合には、 確保すべき農用
- 2 都道. 府 県知事は、 確保すべき農用地等の面 積の目標及び都道府県において確保すべき農用地等の面
- 積 の目標 の設定の基準に関する事項に係る意見を農林水産大臣に対し述べようとする場合には、 関係

市町村の意見を聴くものとすること。

3 農用地区域内における開発行為の許可に係る事務・権限を、 農林水産大臣が指定する市町村の区域

内にあっては、当該指定市町村の長が行うものとすること。

 $\equiv$ 特定農 Щ 村地域に おける農林業等の 活性化のための基盤整備 の促進に関する法律の一 部改正 (第九条

関係)

市町村が農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更しようとする場合における都道府県知事への同

意を要する協議を、 農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外の事項について、同意を要しない協議

とすること。

第四 経済産業省関係 (第四章関係)

| 火薬類取締法の一部改正(第十条関係)

1 この 法 律に規定する主務大臣 の権限に属する事務の一部を、 政令で定めるところにより、 都道府県

知事に加え、指定都市の長が行い得るものとすること。

2 火薬類の販売営業の許可等に係る事務・権限を、 指定都市においては、 指定都市の長が行うものと

すること。

- 二 採石法の一部改正 (第十一条関係)
- 1 採石業者の 登録 の拒否要件等に、 登録を受けようとする者等が暴力団員であること等を追加するこ

と。

- 2 その他所要の改正を行うこと。
- 三 高圧ガス保安法の一部改正(第十二条関係)
- 1 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、 都道

府県知事に加え、指定都市の長が行い得るものとすること。

2 高圧ガ ス 0 製造 の許可等に係る事務 権限を、 指定都市においては、 指定都市の長が行うものとす

ること。

四 租税特別措置法の一部改正 (第十三条関係)

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、 国税庁長官等に対する通知等に係る

事務を、都道府県知事が行うものとすること。

五 砂利採取法の一部改正 (第十四条関係)

砂利採取業者の登録の拒否要件等に、 登録を受けようとする者等が暴力団員であること等を追加する

こと。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正 (第十五 条関係

この法律に規定する経済産業大臣 一の権 限に属する事務の一部を、 政令で定めるところにより、 都道府

県知事が行い得るものとすること。

七 中小企業における経営の 承継 の円滑化に関する法律の 部改正 (第十六条関係)

の権限に属する事務の

部を、

政令で定めるところにより

都道府

県知事が行い得るものとすること。

この法律に規定する経済産業大臣

第五 国土交通省関係 (第五章関係)

一 建築基準法の一部改正 (第十七条関係)

1 市町村 (特別区を除く。) が建築主事を置こうとする場合における都道府県知事への同意を要する

協議を、同意を要しない協議とすること。

2 建築審 査会を置く市町村及び都道府県は、 建築審査会の委員の任期を、 国土交通省令で定める基準

を参酌して条例で定めるものとすること。

二 都市計画法の一部改正 (第十八条関係)

国土交通大臣又は 都道府県が区域区分に関する都市計画を定め、 又は国土交通大臣がその決定若しく

は変更に同意しようとするに際し農林水産大臣へ の協議が が必要となる場合について、 当該区 域 区分によ

り市街化区域に定められることとなる土地の区域に農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれ

る場合に限ることとすること。

第六 環境省関係 (第六章関係)

特定特殊 自 動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正 (第十九条関係)

1 特定特 殊 介自動車 の使用者に対する技術基準 適合命令、 報告徴収 及び立入検査並びに特定特殊自 動 車

を業として使用する者に対する指導及び助言に係る事務・権限を、 都道府県知事が行うものとするこ

と。

2 その他所要の改正を行うこと。

第七 その他 (附則関係)

- この法律は次に掲げる事項を除き、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。
- 1 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供  $\mathcal{O}$ 推進に関する法律の一 部改正等 公布の日

から施行

- 2 砂 利 採 取 公法の一 部改正等 公布 の日から起算して六月を経過した日から施行
- 3 火薬類取締法の一部改正等 平成二十九年四月一日から施行
- 4 租税特別措置法の一部改正等 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行

- 5 高 圧ガス保安法の一 部改正等 平成三十年四月一日から施行
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。